

厚生文教委員会 活動報告書（令和2年4月～）

活動日	項 目	内 容
6月9日（火） （第2回定例会 中の開催）	議案審査	<p>◆議第2号議案「東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例」について、既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、議案提出議員出席のもと、また、委員の1人が議案提出者のため説明員となり、質疑を行いました。</p> <p>主な質疑としては、市内2か所の認可外保育施設の現況についての質疑に対し、経過措置対象施設については、昨年東京都の巡回指導を受けており、今年度中に指導監督基準を満たすための都の立ち入り検査が優先的に受入れられる見通しであり、本条例案の施行日は来年4月からの実施としており、今後も無償化の対象になると考えられるとの答弁がありました。</p> <p>また、新規参入した時に経過措置があった方が市民のニーズに応えられるのではないかとの質疑に対し、最低の基準すら満たしていない施設を排除していくために条例をつくって自治体の姿勢を示すことが大切であるとの答弁があり、排除するというより基準を満たして適正に運営している施設を増やしていくことなのかとの質疑に対し、市内2か所の認可外施設に対し、自治体として支援を行っていく必要があるという答弁がありました。</p> <p>質疑終了後、自由討議は2人、討論はなく、直ちに起立により採決を行っ</p>

<p>7月13日（月） （閉会中の開催）</p>	<p>請願審査</p> <p>陳情審査</p> <p>所管事務調査の協議</p>	<p>た結果、起立少数により、否決と決しました。</p> <p>◆2第1号請願『改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願』について、紹介議員出席のもと、審査を行いました。</p> <p>請願趣旨の朗読と紹介議員からの説明の後、質疑を行いました。</p> <p>主な質疑としては、2019年1月9日の会議や民生・児童委員など各団体の意見について事実確認があり、紹介議員からは、最初から子どもと大人の行動規範となる東大和市子ども・子育て憲章を制定するという方向性が示されたということだと思ふとの答弁がありました。</p> <p>1名から委員外発言があり、請願者の団体についての質疑でした。</p> <p>質疑終了後、自由討議は3人、討論は1件で賛成の立場からのものでした。</p> <p>その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。</p> <p>◆2第7号陳情『東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関する陳情』について、陳情趣旨の朗読後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行い、3人から発言がありました。</p> <p>討論は1件で賛成の立場からのものでした。</p> <p>その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。</p> <p>◆所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて</p>
------------------------------	--	---

<p>9月11日（金） （第3回定例会 中の開催）</p>	<p>陳情審査</p>	<p>て、これまでの調査を振り返り、意見交換を行った。新型コロナウイルス感染拡大の影響が子育てや子どもの育ちにも影響があるのではないかと、との意見が出され、子ども・子育て支援事業計画における事業について、今後、新型コロナウイルス感染症との共存の中での事業の進め方等調査することを確認した。また、今後の調査の進め方についても協議しました。</p> <p>◆2第10号陳情『東大和市子ども・子育て憲章』の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情』について、陳情趣旨の朗読後、説明員の出席はなく、質疑を省略し、直ちに自由討議を行い、3人から発言がありました。</p> <p>討論は1件で賛成の立場からのものでした。</p> <p>その後、起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。</p> <p>◆2第9号陳情「暗所視支援眼鏡『MW10』の日常生活用具認定に関する陳情」について、副市長、福祉部長、障害福祉課長の出席のもと、審査を行いました。陳情趣旨の朗読後、直ちに質疑を行いました。主な質疑として、網膜色素変性症について、日常生活用具の基準について、国や東京都の助成金額等について、公費を助成している近隣自治体について、などの質疑があり、それらの件について説明を受け内容を確認しました。</p> <p>質疑終了後、自由討議は5人全ての委員から発言がありました。自由討議の中で、「自由討議を終了して討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決され</p>
---------------------------------------	-------------	---

	<p>所管事務調査の協議</p>	<p>たい」との動議が提出され、本動議を議決した後、直ちに採決した結果、本陳情は趣旨採択と決しました。</p> <p>◆2第12号陳情「市民の安心・安全のためコロナ感染症患者の発生状況の公表について改善を求める陳情」について、副市長、総務部長、福祉部長、職員課長、健康課長の出席のもと、審査を行いました。陳情趣旨の朗読後、直ちに質疑を行いました。主な質疑として、当市の新型コロナウイルス感染症患者の公表についての質疑に対し、市では公式ホームページにおいて、令和2年9月8日以降、以前からの公表に加え、新たに感染症患者に係る詳細な情報を掲載しているとの答弁がありました。</p> <p>次に、同じく9月8日に、市内における新型コロナウイルス感染症発症時の公表の考え方について公表されたが、文書としては4月20日となっている。なぜここで公表となったのかとの質疑に対し、感染者が市の職員の場合や市の施設の利用者など、市が管理者として対応する必要がある事例の場合には、速やかに事実関係を公表することを市の基準として4月20日に制定している。幸いにも市の職員等が感染する事例がなく、公表する機会がなかった。東京都の公表の仕方が9月8日付で変わったことから、このタイミングとなったとの答弁がありました。</p> <p>質疑終了後、自由討議は5人全ての委員から発言がありました。自由討議終了後、討論はなく、起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。</p> <p>◆所管事務調査「子ども達のこころと</p>
--	------------------	---

<p>10月16日(金) 所管事務調査の協議 (閉会中の開催)</p>	<p>所管事務調査の協議</p>	<p>いのちを守るため」の取り組みについて、地域子ども・子育て支援事業も含め、新型コロナウイルス感染症の影響について調査すること。コミュニティ・スクールについて調査すること。以上、次回の閉会中の調査とすることを決めました。</p> <p>◆所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、地域での子育て支援等に係る新型コロナウイルス感染症に伴う影響及び「新しい生活様式」等について（主には、①コミュニティ・スクール、②地域子ども・子育て支援事業の中から子育てひろば事業及び子育て援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）の説明を順に受け、質疑を行った。</p> <p>説明の詳細は下記のとおり。</p> <p>初めに、①コミュニティ・スクールについては、学校教育部長、参事、副参事の出席のもと、現在、2つの区域で実施（第五中学校、第七小学校、第九小学校の3校が平成30年度から開設、また、第四中学校、第八小学校、第十小学校の3校が令和2年度から開設）されていることや、令和5年度までに全ての学校で実施することを計画に掲げている、との説明がありました。</p> <p>また、学校運営協議会が中心となって、地域住民や保護者への情報発信や、参画意識を向上させる取組などを進める必要性などについて協議しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、開催機会の減少や、外部人材の招聘に困難が生じているとのこと。</p> <p>次に、②地域子ども・子育て支援事業のうち、子育てひろば事業と子育て援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）については、子育て支援</p>
---	------------------	---

<p>12月10日(木) (第4回定例会 中の開催)</p>	<p>陳情審査</p>	<p>部長、子育て支援課長、青少年課長が出席し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を徹底し、子育て支援施策の推進に取り組んでいる旨の説明がありました。かるがもひろばにおいては、2月末からイベントは中止とし、6月から定員を設け再開しているとのこと。ファミリーサポートセンター事業では、会員相互の援助活動事業においては、5月はキャンセルが続いたが、その後は前年度同時期より増えている、等の現状の説明がありました。</p> <p>その後、今後の進め方について協議を行いました。</p> <p>◆2第13号陳情「不登校支援コーディネーター採用に関する陳情」について、副市長、教育長、学校教育部長、参事、教育総務課長、副参事の出席のもと、審査を行いました。</p> <p>陳情趣旨の朗読後、直ちに質疑を行いました。</p> <p>主な質疑は、3年間のモデル事業で市として果たす役割が終わったとの認識か、との質疑に対し、サポートルーム指導員の人材育成やサポートルームの居場所や相談、学習等の機能の強化について、一定の効果が見られたと認識している、との答弁がありました。</p> <p>一方、現在どれくらいの不登校の生徒がいるのか、との質疑に対し、現在の不登校の児童生徒は小中学校合わせて108名いるとの答弁があり、児童生徒や保護者から個別の相談を受けていたケースもあると認識しているとの答弁がありました。</p> <p>質疑終了後、自由討議は2人から発言がありました。自由討議の中で、「自由討議を終了して討論を省略し、趣旨</p>
--	-------------	---

採択として直ちに採決されたい」との動議が提出され、本動議を議決した後、直ちに採決した結果、本陳情は趣旨採択と決しました。

◆ 2 第 1 4 号陳情「30 人以下学級の早期実現を求める陳情」について、副市長、教育長、学校教育部長、参事、教育総務課長、副参事の出席のもと、審査を行いました。

陳情趣旨の朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑として、少人数学級に対する認識や、市として少人数学級の実現に向けて国や東京都へ行った要望や、市独自で30 人以下学級を定めた場合の必要な教室や教員の確保数や予算、などについて質疑があり、それらの件について内容を確認しました。

質疑終了後、自由討議はなく、討論を行いました。討論は3 件で、本陳情に賛成の立場からのものが2 件、反対の立場からのものが1 件でした。

討論終了後、直ちに、起立により採決を行った結果、起立少数により、2 第 1 4 号陳情は不採択と決しました。

◆ 2 第 1 6 号陳情「障害福祉サービス次期報酬改定における『指標該当児判定』廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情」について、副市長、福祉部長、障害福祉課長の出席のもと、審査を行いました。

陳情趣旨の朗読後、直ちに質疑を行いました。

主な質疑として、制度の仕組みや報酬区分の見直し、現在行われている国の報酬改定に向けての検討状況、使用該当児判定を廃止した場合に報酬加算について判断ができるか、などについて

<p>令和3年 1月18日(月) (閉会中の開催)</p> <p>3月4日(木) (第1回定例会 中の開催)</p>	<p>所管事務調査の協議</p> <p>所管事務調査の協議</p> <p>議案審査</p>	<p>て質疑があり、それらの件について内容を確認しました。</p> <p>質疑終了後、自由討議は2人から発言がありました。</p> <p>自由討議終了後、討論を行いました。討論は3件で、本陳情に賛成の立場からのものが2件、反対の立場からのものが1件でした。</p> <p>討論終了後、直ちに、起立により採決を行った結果、起立少数により、2第16号陳情は不採択と決しました。</p> <p>◆所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、報告書案を正副委員長で作成し、事前に配布したものについて意見交換を行いました。令和3年第1回定例会で報告を行うため、修正し、次回閉会中の委員会を開催し、確認することとしました。</p> <p>◆所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、報告書案の最終確認を行いました。</p> <p>◆第10号議案「東大和市立図書館条例の一部を改正する条例」について、副市長、教育長、関係部課長の出席の下、審査を行いました。既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。5名の委員のほか、1名から委員外発言がありました。</p> <p>主な質疑として、図書館職員の労働環境や知識と経験の蓄積について、図書館運営規則の事業内容が条例改正により9項目から6項目になったことについて、中央図書館への指定管理者の導入の検討について、モニタリング結果の公表について、コスト面の効果に</p>
--	---	---

ついて、協定書について、パブリックコメントや市民との議論について、他の自治体の事例について、資料収集や提供について、図書館ボランティアについて、などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

質疑終了後、自由討議は1人から発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。討論は1件で、反対の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第10号議案は、原案どおり可決と決しました。

◆第12号議案「東大和市介護保険条例の一部を改正する条例」について、副市長、関係部課長の出席の下、審査を行いました。既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

主な質疑として、新たに1施設整備する高齢者ほっと支援センターについて、介護予防事業について、基金の活用について、低所得者に対する負担軽減について、新型コロナウイルス感染症の影響について、計画見込額について、などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

質疑終了後、自由討議は1人から発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。討論は1件で、反対の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第12号議案は、原案どおり可決と決しました。

◆第16号議案「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につ

<p>3月12日（金）</p>	<p>所管事務調査の報告</p>	<p>いて、副市長、関係部課長の出席の下、審査を行いました。既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。5名の委員のほか、1名から委員外発言がありました。</p> <p>主な質疑として、減免の詳細について、国民健康保険運営協議会のご意見について、他市の状況について、基金の繰り入れについて、保険税率抑制に資する事業について、支払い困難な方への対応について、などの質疑があり、それぞれ答弁がありました。</p> <p>質疑終了後、自由討議はなく、討論は1件で、反対の立場からのものでした。</p> <p>その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第16号議案は、原案どおり可決と決しました。</p> <p>◆所管事務調査『「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて』を、令和3年第1回定例会にて報告しました。</p>
-----------------	------------------	---